

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 23 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

横浜検疫所 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検 疫 所 業 務 管 理 室

ダイヤモンド・プリンセス号の下船者に対する健康フォローアップについて（依頼）

都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）と健康フォローアップセンターの連携について、令和 2 年 2 月 17 日付通知「検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者に対する健康フォローアップ等について」（以下「2 月 17 日通知」という。）及び令和 2 年 2 月 18 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」（以下「2 月 18 日事務連絡」という。）によりお知らせしたところです。

今般、横浜港にて検疫中のクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から下船した乗客等のうち、国内に住所を有する者について、2 月 17 日通知及び 2 月 18 日事務連絡によってお知らせした内容をもとに、下記の方法にて健康フォローアップの実施を依頼させていただきます。

都道府県等におかれましては、管轄保健所等に当該取扱いについて周知していただくとともに、健康フォローアップセンター又は横浜検疫所から健康フォローアップ等の協力の要請があった場合には、適切に御協力いただきますようお願いいたします。

記

第1. 健康フォローアップ対象者（下船者）の把握及び名簿の作成・管理

1. 横浜検疫所における対象者名簿の作成・管理

検疫所は、2月17日通知及び2月18日事務連絡を踏まえ、横浜港にて検疫中のクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から下船した者（以下「下船者」という。）を2月17日通知第1の1の「その他、検疫所長が特に必要と認めた者」みなし、対象者名簿を作成し、対象者の住所地の都道府県等に対して、対象者名簿の情報その他健康フォローアップに必要な情報を伝達するとともに、対象者の下船日の翌日を起算日として14日経過するまでの間毎日、対象者に対して、健康フォローアップを実施するよう依頼すること。

2. 都道府県等における対象者名簿の管理並びに健康フォローアップの実施及び報告

都道府県等は、2月17日通知及び2月18日事務連絡を踏まえ、健康フォローアップを実施し、その結果を横浜検疫所及び健康フォローアップセンターに連絡する。

- ① 都道府県等は、横浜検疫所から1の連絡を受けた場合、対象者名簿を管理すること。また、当該名簿の内容に変更がある場合には、その都度、変更があった旨を横浜検疫所に連絡すること。
- ② 都道府県等は、対象者名簿に基づき、毎日、対象者に対して、次のとおり、健康フォローアップ等を実施すること。
 - ・ 下船日の翌日から起算して14日間、毎日対象者への健康フォローアップを実施すること。
 - ・ 具体的には、電話等により本人に連絡を行い、健康状態を聴取すること。具体的には、体温、咳の有無、咽頭痛の有無、鼻汁又は鼻閉の有無、全身倦怠感の有無、その他特に申出があった症状、上記症状がある場合、その発症時期、医薬品の使用の有無を確認すること。
 - ・ 不要不急の外出はできる限り控え、また、周囲と接触する場合はマスクを着用し可能な限り長時間の接触は避けるよう勧告すること。
 - ・ 一般的な衛生対策として、咳エチケット（咳やくしゃみをする際はティッシュで鼻と口を覆う、マスクの着用など）及び石けんと水を用いた手洗い、アルコール消毒の徹底等を励行するよう勧告すること。
 - ・ やむをえず移動する際にも、公共交通機関の利用は避けるよう勧告すること。
 - ・ 発熱や感冒様症状（咳、全身倦怠感等）等を認めるときは、本人から帰国者・接触者相談センターに直ちに電話等により報告するよう、勧告すること。
- ③ 都道府県等は、②の健康フォローアップを実施した結果、対象者の発熱や呼

吸器症状等の新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を認めた場合には、感染症指定医療機関等で適切な医療が提供されるように調整すること。

なお、発熱や急性呼吸器症状等を認め医療機関を受診させた場合は、入院になったか否かにかかわらず、定期的にその後の状況を医療機関又は対象者本人より聴取すること。

- ④ 都道府県等は、②及び③の結果を取りまとめた健康フォローアップ報告書を作成し、管理すること。当該作成に当たっては、別紙2を活用すること。

また、当該報告書を毎日 16 時までに、検疫所及び健康フォローアップセンターに連絡すること。

- ⑤ 都道府県等は、帰国者・接触者相談センターその他都道府県等に設置された窓口にて、下船者からの健康相談等があった場合には、④の報告書の提出を待たず、即時に健康フォローアップセンターに連絡すること。

第2．留意点

本事務連絡に基づく健康フォローアップについては、下船者を対象とした運用であり、その他航空機等で入国するフォローアップ対象者についての健康フォローアップは、2月17日通知及び2月18日事務連絡に基づき、引き続き実施されたい。

(厚生労働省 健康フォローアップセンター連絡先)

電話：03-5253-1111（内線 4257、2430）

03-3595-2333（直通）

メールアドレス：follow-up@mhlw.go.jp

以上